

# INDEST 規約

2022 年 10 月 11 日制定  
2023 年 4 月 14 日最終改訂

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 施設名称

Innovation Design Studio (略称：INDEST) (以下「当施設」という。) は、国立大学法人東京工業大学 (以下「東工大」という。) 研究・産学連携本部イノベーションデザイン機構が運営するスタートアップ・ベンチャー支援のためのインキュベーション施設です。

### 第 2 条 目的

INDEST は、『世界を変える大学発スタートアップを育てる』ため、東工大の教職員・学生や東京圏のスタートアップ・エコシステムを共に構築しようとする大学等 (以下「関係大学」という。) の教職員・学生のうち大学の研究成果を活用し起業又は起業しようとする方々並びに東工大発ベンチャーや関係大学発ベンチャーのように大学の研究成果を活用し既に起業し成長・飛躍を望む企業の活動を主に対象として支援することを目的とします。

### 第 3 条 設置場所・住所

当施設の設置場所・住所は次のとおりです。

〒108-0023

東京都港区芝浦三丁目 3 番 6 号 東京工業大学田町キャンパス  
キャンパス・イノベーションセンターINDEST 2～4 階

### 第 4 条 運営体制

当施設の長 (以下「施設長」という。) は、東京工業大学研究・産学連携本部長とします。

また、当施設運営のため、INDEST2 階に運営事務局を置き、運営にかかる手続き・事務の一切を処理します。

## 第 2 章 会員

### 第 5 条 入会資格

当施設に入会資格のある者は次のとおりです。

- (ア) 東工大の教職員（個人）
- (イ) 東工大の学生（個人）
- (ウ) 関係大学の教職員（個人）
- (エ) 関係大学の学生（個人）
- (オ) 東工大発ベンチャー（法人）
- (カ) 東工大に関係するベンチャー（法人）
- (キ) 関係大学のベンチャー（法人）
- (ク) 関係大学（法人）
- (ケ) 支援機関（法人）
- (コ) 支援者（個人）
- (サ) 施設長が特に認めた者（個人・法人）

## 第6条 会員種別

当施設の会員種別及びそれぞれの会員となれる資格種別は次のとおりです。

- (1) 一般会員①（コワーキング会員）：前条の(ア)～(コ)
- (2) 一般会員②（オープンオフィス会員）：前条の(ア)～(コ)
- (3) 一般会員③（セミプライベートオフィス会員）：前条の(ア)～(コ)
- (4) 一般会員④（セットアップオフィス会員）：前条の(オ)～(ク)

## 第7条 会員となれる期間

1. 会員となれる期間（以下「会員期間」という。）は、前条に規定する会員種別ごとに原則3年間です。また、会員となる起算日は、第10条第2項に記載の入会日とします。
2. 第12条に規定する会員種別の変更をする場合（例：一般会員①から②に変更する場合）にあっては、変更前の会員期間は通算されず、新たな会員種別の会員期間により一から算定されます。ただし、変更にあたっては、新規に入会する際と同様の申請・審査によりますので、意に沿えない場合があります。
3. 会員種別を変更せず、規定する会員期間を越えて会員であろうとする場合、運営事務局との面談を経て、施設長が特に必要と認めた場合にのみ、2年間に限り認められます。
4. 第5条(ア)～(エ)の会員が起業し、引き続き当施設を使用する場合には、起業後の新たな入会資格（第5条(オ)～(キ)）により改めて入会申請を行ってください。この場合、会員種別の変更を行わない場合であっても、新たな入会資格による入会として会員期間は一から算定されます。

例：入会資格(ア)を持つ教員が一般会員②として2年間当施設を使用した後起業し、入会資格(オ)を持つ法人として一般会員②として入会した場合、一般会員②として新たに3年間当施設を使用できます。

## 第8条 入居申請

一般会員の入会は、第5条(ア)～(キ)の入会資格を有する者で次の(1)又は(2)どちらかに該当する場合、もしくは第5条(ク)～(コ)いずれかの入会資格を有する者で次の(3)に該当する場合、第6条に規定する範囲の会員種別に入居申請することができます。入居申請手続きは、Web上の所定の入会フォームにより行い、登録に必要な情報の入力と審査に必要な付属資料を添付していただきます。

- (1) 起業する意思がある
- (2) 既に起業した企業を成長・飛躍させる意思がある
- (3) 起業する者を支援する意思がある

## 第9条 入居審査

入居申請があった場合には、登録情報及び付属資料により入居審査を実施します。必要に応じ面談（現地もしくはオンライン）を実施します。審査は概ね1週間以内に終了し、審査結果は登録された電子メールアドレスへ通知します。

## 第10条 入居・入会

1. 入居審査の結果、入居を許可された場合、審査結果を通知された日を入居許可日とし、合わせて入居を許可された者は当施設の会員となりますので、入居・使用期間の初日を入会日とします。
2. 施設の入居・使用については、次のとおりとします。
  - (1) 一般会員①～③においては、入居許可日以降、入居・使用を開始すると当施設と合意した日以降から入居・使用可能とします。なお、入居・使用にあたっては、「使用開始届」をご提出いただきます。
  - (2) 一般会員④においては、入居許可日以降、セットアップオフィスを使用するとして当施設と合意した日までに定期建物賃貸借契約を成立させ、初月の賃料を支払った後、定期建物賃貸借契約に記載する期間の初日から入居・使用可能とします。

## 第11条 会員情報の登録・更新

1. 会員は、入居が許可された時点で、氏名・所属・電話番号・電子メールアドレス等の入居申込をした際の連絡先情報（以下「連絡先情報」という。）に誤りがないか INDEST 会員専用 Slack 上にて改めて確認してください。なお、法人が会員となる場合、使用代表者が連絡先を登録・確認するとともに、複数人で使用する場合、あらかじめ許可された人数分の使用者氏名等の情報を登録してください。
2. 会員は、連絡先情報が、常に有効かつ最新の情報となるよう努めてください。連絡先情報に変更があった場合には、INDEST 会員専用 Slack にて、速やかに情報の変更の手続きを行ってください。なお、連絡先情報の変更を怠った場合や不正確な情報を登録した

ことによる不利益・損害(当施設からの連絡・通知や物品等送付の不到達等)について、当施設は一切の責任を負わないものといたします。

#### 第12条 会員種別の変更

1. 一般会員の会員種別の変更は、新規入会と同様に審査を実施し、認められれば可能とします。
2. 一般会員①～③内での会員種別の変更は、変更を希望する14日前までに変更申請を行ってください。
3. 一般会員①～③から一般会員④への変更は、変更を希望する30日前までに変更申請を行ってください。ただし、一般会員④への変更は必ず月の初日とすることとします。
4. 一般会員④から一般会員①～③への変更は、変更を希望する3か月前までに変更申請を行ってください。ただし、一般会員①～③への変更は必ず月の初日とすることとします。

#### 第13条 更新

一般会員の更新は、第7条第3項に規定する会員期間を超える場合(施設長が特に認める場合)にのみ行われます。それ以外の場合には、更新の手続きは行われません。なお、更新に際しての契約は、新規入会の手続きに準拠します。

#### 第14条 退会・解約

1. 一般会員①から③の退会は、退会する日の前日までに運営事務局に申し出るものとします。
2. 一般会員④の退会は、退会する月の3か月前までに運営事務局に申し出るものとします。同時に定期建物賃貸借契約の解約を申し出るものとします。

#### 第15条 除名等

会員が次のいずれかに該当した場合、当施設は、会員の資格停止もしくは除名を行うことができます。

- (1) 本規約、関連諸規則又は建物利用ルールにかかる重大な違反をした場合もしくは度重なる注意に従わない場合
- (2) 東工大の名誉、信用を毀損し、または当施設の秩序を乱した場合
- (3) 使用料金等の支払いを怠った場合
- (4) 東工大、関係大学もしくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する等違法行為を行った場合
- (5) 入会に際して故意に虚偽の申告をしたことがわかった場合
- (6) 反社会的勢力であること(もしくはつながりがあること)がわかった場合

- (7) 他の会員に対する迷惑行為や当施設の運営に支障を与えるような行為を繰り返し行った場合
- (8) 第19条に定める義務を意図的に怠った場合
- (9) 第31条に定める禁止事項を行った場合
- (10) その他、当施設が会員としてふさわしくないと判断した場合

#### 第16条 資格喪失

1. 一般会員は、退学・卒業・退職・廃業・解散等により、第5条に定める入会資格を失った場合には、入会資格を失った月の末日を以って会員資格を喪失します。ただし、卒業・退職等の後、引き続き大学の研究成果を活用した起業を目指していると施設長が認める場合には、卒業・退職等の後起業までの間、1年間に限り入会資格を喪失しないものとします（第5条(サ)に該当）。
2. 個人の会員が死亡した場合、その日を以って会員資格を喪失します。

#### 第17条 会員サービス

会員は、次章以降に記載する会員種毎の会員サービスを楽しむことができます。

#### 第18条 会員情報の利用

当施設は、会員登録時にご提供いただいた会員情報を、次の目的で利用します。

- (1) 当施設の事業実施のため
- (2) 当施設に関連する施設等の案内のため
- (3) 会員からのお問い合わせ等に対応するため
- (4) 各種セミナー・イベント・会員サービス等の案内のため
- (5) メールマガジン等電子メール配信、SNS 発信や刊行物の発送のため
- (6) 調査・アンケートのため
- (7) 緊急時の対応のため

#### 第19条 会員の義務

次に記載する事項は会員の義務とします。

- (1) 本規約、関連諸規則及び建物利用ルールを遵守すること
- (2) 当施設の運営趣旨・目的に鑑み、積極的に当施設の活動に参加すること
- (3) 運営事務局により必須とされたイベントへ参加すること
- (4) 会員の登録内容等の各種届出・手続きを怠らないこと
- (5) 個人の会員が起業した場合の所定の報告を怠らないこと
- (6) 当施設における活動により知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属について、書面により当事者間であらかじめ明確にしておくこと

## 第3章 施設

### 第20条 施設

当施設は東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター（以下「建物」という。）の2階～4階に設置します。

### 第21条 提供スペース

当施設内で提供する各スペースの名称・場所は次のとおりです。

- (1) 共用スペース
  - (a) 会議室（2階：203室）
  - (b) ロビー（2階：207室）
  - (c) イベントスペース（2階：207室）
- (2) 専用スペース
  - (a) コワーキングスペース（2階：204室）
  - (b) オープンオフィス（3階：305室、306室）
  - (c) セミプライベートオフィス（3階：302-1室～302-5室）
  - (d) セットアップオフィス（3階：301室、4階：401室～405室、408室、409室）
  - (e) 専用会議室（3階：303室、304室）
  - (f) ラウンジ（4階：X407室）
- (3) 事務局スペース
  - (a) 事務室（2階：206室）
  - (b) 教員室（2階：205室）
  - (c) 倉庫（2階：202室）

### 第22条 スペースの使用目的・用途

1. 当施設が提供する各スペースは、会員である個人または法人が、自己または自己の従業員のワークスペースとして使用すること及び他の会員と交流を図ることを目的として使用されるものとします。
2. 提供する各スペースは、オフィスワークとしての使用に限るものとし実験等の実施はできないものとします。ただし、セミプライベートオフィスやセットアップオフィスの会員が専有するスペースの使用においては、他の会員に迷惑をかけないことや建物・設備に損傷を与えないことを前提に、組み立てや計測等の軽微な作業を実施することは認められます。
3. ネットワークや電力の使用については第27条に記載のとおりですが、前2項に記載する使用用途を離れた使用をした会員には使用の制限をすることがあります。

## 第23条 開館日・時間

1. 当施設は、建物が休業する日（12月28日～翌1月4日、夏季の施設・設備等点検を行う日）以外は開館します。ただし、大学の指示で建物を閉鎖・休館させる場合や当施設長が当施設の休館を命じる場合は除きます。
2. 各スペースの使用可能時間は次のとおりとします。ただし、大学の指示で建物の開館時間が短縮される場合は当該指示が優先されます。
  - (1) 共用スペースの使用：午前9時～午後9時
  - (2) 専用スペース（セットアップオフィスを除く）の使用：午前8時30分～午後9時30分
  - (3) セットアップオフィスの使用：常時
  - (4) 事務局スペース：午前9時～午後5時

## 第24条 使用可能なスペースの範囲

各会員は、共用スペースの他、次に定める会員種別毎の各スペースを使用できます。

- (1) 一般会員①（コワーキング会員）
  - (a) コワーキングスペース
- (2) 一般会員②（オープンオフィス会員）
  - (a) オープンオフィスのうち、会員毎に定められたエリア
  - (b) オープンオフィスの中の共用エリア
  - (c) 専用会議室
  - (d) ラウンジ
  - (e) コワーキングスペース
- (3) 一般会員③（セミプライベートオフィス会員）
  - (a) セミプライベートオフィスのうち、会員毎に定められたエリア
  - (b) セミプライベートオフィスの中の共用エリア
  - (c) 専用会議室
  - (d) ラウンジ
  - (e) コワーキングスペース
- (4) 一般会員④（セットアップオフィス会員）
  - (a) セットアップオフィスのうち、会員毎に定められた個室
  - (b) オープンオフィスもしくはセミプライベートオフィスの中の共用エリア
  - (c) 専用会議室
  - (d) ラウンジ
  - (e) コワーキングスペース

## 第25条 専有スペースの契約

1. 一般会員②及び③の専有できるスペースについて、入会許可日以降に運営事務局と相談の上、専有できるスペースが決定されます。決定の際に通知する書面（以下「通知書」という。）に当該会員が専有するエリア及び条件（使用料・使用期間等）を記載しますので、これに同意する場合には「使用開始届」をご提出いただくことにより契約に代えさせていただきます。
2. 一般会員④の専有できる個室について、入会許可日以降に運営事務局と相談の上、専有できる個室が決定されます。決定の際の通知書に当該会員が専有する個室及び条件概要（賃料・使用期間等）を記載しますので、これに同意する場合には「使用開始届」をご提出いただくとともに、後日東工大と別途定期建物賃貸借契約を締結していただきます。なお、定期建物賃貸借契約の内容と本規約や通知書等の他の書面との間に矛盾が生じる場合、定期建物賃貸借契約が優先されます。

## 第26条 スペース使用料・賃料

1. 一般会員①～③は、以下の項目に基づき、所定の料金表により決定されるスペース使用料をお支払いいただきます。
  - ・入会資格
  - ・会員種別
  - ・使用を許可されたスペースの種類・範囲
2. 一般会員④は、東工大と別途契約締結する定期賃貸借契約に基づく賃料をお支払いいただきます。

## 第27条 設備・機器使用

インターネット（有線又は Wi-fi）、電気・水道、空調及び共用スペースに付随する機器等（イベントスペースは除く）は無料で使用することができます。ただし、通常想定される使用に比べて突出した分量を使用されたことがわかった場合には、別途使用料金を請求させていただきます場合があります。

## 第28条 IC カードキーの登録

1. 一般会員は、共用スペース及び会員種別により使用を許可されたスペースに入室するため、各スペースの電子キーを解錠する IC カードキーの登録を行います。
2. 登録する IC カードキーは、原則会員（会員が法人の場合にあっては、登録しようとする個人）自身が保有する交通系 IC カードもしくはスマートフォン等を利用することとし、他者への貸出しを禁止します。

## 第29条 使用料等のお支払い

1. スペース使用料及び諸料金（以下「使用料等」という。）は、原則クレジットカード決済にて、毎月末日締めで当月分（及び未請求分）を集計し、ご登録のクレジットカード会社へ請求いたします。なお、法人が会員となっている場合であって、法人内の経理処理上やむを得ない場合は請求書を発行しますので、銀行振込みにてお支払いください。
2. 会員が次に記載するサービス等を利用した場合、毎月末日締めで当月使用分を集計し、諸料金として次回の請求に加算します。
  - (1) 第36条に定めるコワーキングスペースのロッカー専有使用料（一般会員①のみ）  
月額 1,000 円（消費税込。以下同様に税込表記。）
  - (2) 第37条に定める会員主催によるイベントスペースの使用（付随機器等を含む）  
時間 1,000 円
  - (3) IC カードの再発行料（貸与の場合） 1 回 500 円
  - (4) 登記手数料 月額 3,000 円
  - (5) その他
3. 一般会員④の賃料は、翌月使用分の請求書を毎月発行しますので、銀行振込みにてお支払いください（先払い）。
4. 会員が東工大の教職員又は学生であって、東工大内で自身等が管理する研究経費から使用料等の支出を希望する場合には、本条第1項によらず、施設長が認めた場合に限り、東工大内の研究経費から支出することができます。ただし、このことは、会員が東工大の教職員又は学生個人である場合に限り、教職員又は学生が起業した法人が会員である場合には対象となりません。

## 第30条 損害賠償

1. 会員は、故意又は重大な過失により、当施設又は建物が提供する機器、資材、付帯設備、什器、備品等を破損・紛失した場合、直ちに運営事務局に連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用及びこれに伴う拡大損害を賠償するものとします。
2. 会員は、故意又は重大な過失により、当施設、建物、他の会員又は第三者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

## 第31条 原状回復

1. 会員は、共用スペース及びコワーキングスペースの使用が終了した場合には、自らの所有する物品等の一切を搬出し、当施設から借受けた物品等を返却又は所定の位置に戻した上、退去してください。
2. 一般会員②及び③は、オープンオフィス又はセミプライベートオフィスの使用が終了する場合、終了期限までに自らの所有する物品等の一切を搬出し、当施設から借受けた物品等を返却又は所定の位置に戻した上、退去してください。なお、通常の利用では想定

されない破損や汚れ（専有するエリアの壁・床・什器等）が生じている場合、当該損傷等にかかる修繕の費用を請求することがあります。

3. 一般会員④は、セットアップオフィスの使用が終了する場合、定期建物賃貸借契約に基づき、終了期限までに明渡しや原状回復等の義務を遂行の上、退去してください。

### 第32条 禁止事項

会員が当施設を使用にあたっては、次のことを禁止します。

- (1) 第2条に定める目的以外での施設利用
- (2) 他の会員もしくはその他第三者に対する、当施設を使った勧誘、斡旋行為
- (3) 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為
- (4) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 本規約、別途定める施設利用マニュアル、関連諸規則又は建物利用ルール等に反する行為
- (6) 公序良俗、法令もしくは刑罰法規等に違反する行為
- (7) その他運営事務局が不適切と判断する行為

### 第33条 会員でない者の使用

会員は、次に記載する理由による一時的な使用に限り、当施設の会員でない者に当施設を使用させることができます。

- (1) 当該会員との打合せのため
- (2) 会員の紹介による見学・体験使用のため
- (3) 会員の紹介による会員主催等のイベントへの参加のため
- (4) その他、当施設が使用を認めた場合

### 第34条 ゴミの処理

ゴミの処理に関して、各階に共用部等に設けられたゴミ箱に分別して廃棄するものとします。資源ごみの扱い及び受け付けられないごみ等のごみ処理の詳細は「施設使用マニュアル」を参照してください。

### 第35条 施設使用の制限

第31条の禁止事項に該当する行為を行った場合等で、第15条に規定する除名等には至らないまでも、当施設の判断で、施設の使用を一時的に制限させていただく場合があります。その場合、既に支払われた使用料等は返金いたしません。

### 第36条 ロッカーの使用

1. コワーキングスペースに設置されている共用ロッカーについて、日を跨ぐ使用はできません。使用に当たっては、使用者自身で暗証番号を設定し、他の会員が開けられないようにしてください。なお、ロッカーを占有し、放置していることが分かった場合には、注意喚起の上、運営事務局が保管物を撤去し、一定期間保管後、持ち主が現れない場合には廃棄します。
2. コワーキングスペースに設置されている専有ロッカーについて、一般会員①は月契約にて専有して使用することができます（月額1個1,000円）。使用に当たっては、使用者自身で暗証番号を設定し、他の会員が開けられないようにしてください。

### 第37条 イベントスペースの一時専有使用

会員が自らの事業の実施・営業活動のためにイベントスペースを一時的に専有し使用しようとする場合には所定の申込みを行ってください。実施しようとする目的・内容が当施設の目的・趣旨に合致すると認める場合には許可します。

### 第38条 不適当な活動・事業

次に該当する活動・事業は、当施設の使用に適さないため、使用の許可を出しません。また、後で判明した場合には当該活動・事業実施の中止を求め、場合によっては退去・退会を命じます。

- (1) 政治的、宗教的な活動・事業
- (2) 反社会的な団体等に関わる活動・事業
- (3) 公序良俗に反する活動・事業
- (4) 他の会員に不都合もしくは支障を生じさせるおそれがある活動・事業
- (5) マルチ商法、情報商材の販売及びそれらに関連する恐れのある事業
- (6) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (7) その他、当施設が不適當と認めた活動・事業

## 第4章 付帯サービス

### 第39条 登記

1. 一般会員①は、当施設の住所を本店登記先として使用することはできません。
2. 一般会員②～④のうち法人の会員は、入居申請又は所定の手続きにより登記使用の申し出を行い認められた場合には、第29条に規定する月額手数料を支払い当施設の住所を本店登記先として使用することができます。なお、登記に当たっては次のとおり必ず建物及び施設名称まで含めることとします。

東京都港区芝浦三丁目 3 番 6 号

東京工業大学キャンパス・イノベーションセンターINDEST

3. 当施設から退去・退会又は一般会員①に会員種別を変更した場合には、速やかに登記先住所を移転してください。なお、登記先住所の移転は退去等の後 1 か月の猶予を設けることとしますが、移転が確認できない場合には月額手数料がかかり続けることご留意ください。

#### 第 4 0 条 住所の利用等

一般会員は、当施設の住所を本店登記していない場合であっても、会員である限り、当施設の住所をホームページや名刺等へ記載することができます。記載の方法については、「施設使用マニュアル」を参照してください。なお、運営事務局の電話番号をホームページや名刺等に記載することはできません。

#### 第 4 1 条 郵便物等の取扱い

1. 一般会員①は、普通郵便物や受取確認が必要な送付物（一般書留や宅配便）（以下、「郵便物等」という。）の宛先として当施設の住所を使用することができません。
2. 一般会員②～④は、郵便物等の宛先として当施設の住所を使用することができます。詳しくは「施設使用マニュアル」を参照してください。
3. 一般会員②及び③の郵便物等を、当施設が代理で受領した場合、所定の方法（会員種別による）により配布します。なお、受領確認の必要な送付物の受け取りは、事務室にて受付時間（平日 9 時～17 時）内でのみ行えます。
4. 一般会員④の郵便物等は、配送業者等が建物の専有ポストに投函するか又は会員が部屋で直接受領することとします。
5. 当施設が郵便物等を代理で受領する場合、紛失・破損及び到着について保証するものではありません。
6. 退会・退去後に会員宛の郵便物等が届いた場合、当施設は一時預かりや転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理されること、会員はあらかじめ同意するものとします。

#### 第 4 2 条 遺失物

当施設内で拾得した遺失物および当施設内に許可なく設置・放置された私物については、原則として 1 か月間保管します。この期間を過ぎても持ち主が受取りに来ない場合又は持ち主が現れない場合には、当施設の判断にて処分させていただきます。なお、処分に費用がかかる場合、持ち主にその費用を請求することがあります。

## 第5章 コミュニティ

### 第43条 コミュニケーションツール

当施設の会員は原則施設のホームページに企業名を掲出することとします。

会員は専用Slackに参加するものとします。退会した場合は退会月をもってすみやかにSlackアカウントは削除いたします。

### 第44条 イベント

入居許可時に条件を付された方においては、当施設で定期的に行われる特定のイベントへの参加を必須といたします。やむなく不参加の場合は必ず運営事務局へ前日までに連絡することとし、2回連続で不参加の場合は退会をさせていただくことがあります。

## 第6章 その他

### 第45条 規約の改定

当施設は、当施設が必要と判断した場合に、本規約を変更することがあります。変更を行う場合には、会員の利用するコミュニケーションツール、ウェブサイト及び電子メール等のいずれか（もしくは全部）の方法により、会員に周知します。なお、重大又は重要な変更を行う場合には、変更する内容や時期等について会員に事前に告知し、周知期間を含めた適切な期間を取った上実施します。

### 第46条 個人情報保護

当施設は、会員の個人情報を当施設のWebサイト（<https://privacy/> 準備中）に掲示する「プライバシーポリシー」に基づき適切に取り扱うものとします。

### 第47条 免責事項

当施設は次の各号に記載の事項に対し責を負わないものとします。

- (1) 会員が他の会員の所有物等を棄損又は汚損した場合に生じる損害に対する賠償
- (2) 会員間の商談・取引・契約等について、当施設は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害に対する賠償
- (3) 当施設の故意又は重大な過失によらない施設内の設備および機器の利用に起因する事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取等により会員に生じた損害に対する賠償
- (4) 当施設の故意又は重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等により生じる損害に対する賠償
- (5) 不測の事故、天災地変及び官公署の命令又は指導等により、当施設の使用が不可能な事態が生じた場合、これに付随して会員に生じる損害に対する賠償

- (6) 当施設の電源及びインターネットを利用した際のパソコン等の不具合若しくはデータの消去又は漏洩等の事態の発生によって会員に生じる損害に対する賠償
- (7) 遺失物法に従って対処した、当施設内での拾得物に関する事

#### 第48条 サービスの終了

1. 当施設は、会員に事前通知をした上で、会員を対象としたサービスの提供を終了することができる。
2. 当施設は、サービス提供終了の際、前項の手続を経ることで、終了に伴う責任を免れる。

#### 第49条 準拠法

本規約に関する準拠法は日本法とします。

#### 第50条 裁判管轄

当施設と会員の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本規約は、2022年10月11日から施行する。

本規約は、2023年1月11日から施行する。

本規約は、2023年4月14日から施行する。